

(3) 次の表の基礎資格を有する者が、それぞれの他の教科に係る所要単位を修得した場合は、教育職員検定により当該他の教科の免許状を受けることができます。

(免許法別表第4)

受けようとする免許状の種類		高等学校教諭専修免許状		高等学校教諭一種免許状			
基礎資格		高等学校教諭専修免許状を有していること。	高等学校教諭専修免許状を有し、かつ取得しようとする教科の高等学校教諭一種免許状を有していること。	高等学校教諭専修免許状又は高等学校教諭一種免許状を有していること。	免許法第16条の4による高等学校教諭一種免許状を有していること。		
					「柔道」又は「剣道」を有し、「保健体育」の授与を受ける。	「情報技術」、「建築」、「インテリア」又は「デザイン」を有し、「工業」の授与を受ける。	「情報処理」又は「計算実務」を有し、「商業」の授与を受ける。
教科に関する専門的事項	取得しようとする教科の、各科目につき免許法施行規則第4条第1項(附表2)に定められている第2欄の科目	各科目について、各1単位以上を修得すること。		各科目について、各1単位以上を修得すること。	各科目について、各1単位以上を修得すること。 ただし、以下の科目は修得したものとみなす。 ・体育実技 ・「体育原理、体育心理学、体育経営学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。)	同左	同左
	小計	20		20	16	16	16
各教科の指導法に関する科目							
		4		4	3	3	3
大学が独自に設定する科目(備考2)		24	24				
合計(所要単位数)		48	24	24	19	19	19
免許法の適用条項		別表第4	別表第4備考2	別表第4	同左	同左	同左
免許法施行規則の適用条項		15条	同左	同左	15条4項	同左	同左

- 備考 1 単位は、認定課程(前記(1)備考2)によるほか、他の課程(免許法認定講習等)においても修得することができます。
- 2 専修免許状の授与を受ける場合の「大学が独自に設定する科目」は、受けようとする教科についての「教科に関する専門的事項に関する科目」又は「各教科の指導法に関する科目」のうち1以上の科目について、大学院又は大学の専攻科(相当程度を含む。)において修得した単位でなければなりません。
- 3 一種免許状の授与を受ける場合は、短期大学(相当程度を含む。)において修得した単位は含むことができません。
- 4 上記のほか、単位の修得方法については、「第3章」を参照してください。